

「聞き取り」と時系列等報告書 所内誌 8月号で本質が見えた

口汚くののしる パワ・ハラ 人権侵害の 奥村指導科長 糾弾！

所内誌の先月号では脇運転科長がプライバシーに侵入したのではと思わせる「若い所員の就寝時刻」を取り上げた記事にふれた。そのようななか、新たに8月号では、奥村指導科長によるパワ・ハラと人権侵害の「事故から学ぶこと」という記事が載っている。

奥村科長は、事故例として「手歯止め割損」と「駅コード誤設定」を紹介しているものの、なぜか「手歯止め割損」には寛大さが感じられる。だが、「駅コード誤設定」に対しては犯罪者をたたきのめすかのような異常さが見える。察するに、3人とも時系列等報告書を書いているはずだが、この違いは一体、何を意味しているのか。

その異常さと口汚さはこうだ。「当該乗務員は日頃から常にその欠陥した作業をしていることを**白状**した」「この手抜き作業は、**確信犯的**」「普段は基本動作通りやっていると**供述**」、と。この、**ゴシック**の言葉はいずれも犯罪者に対する警察の取り調べや裁判で検察などが使う言葉だ。さらに「東海道新幹線の運転士なのか恥かしい気分さえ」「一部このような責任感の欠片も感じられない乗務員がこの職場にいる」、と追い打ちをかけている。

そのうえで奥村科長は「聞き取り」の内容に細かくふれ、とても引用出来ない表現であらん限りの悪罵をあげせ、乗務員を執拗に誹謗・中傷している。「事故から学ぶこと」など何もなく、まさに職場から出ていけと言わんばかりだ。たとえ、乗務員がミスをして「聞き取り」をされ、時系列等報告書を書いたとしても、「聞き取り」や時系列等報告書の内容を明らかにするなど、もっての外だ。このような、悪意に満ちた行為は絶対に許されるものではない。ここに労務管理を目的とした、時系列等報告書の本質を見ることができる。

前任の岡田指導科長のはるか上に行くパワ・ハラ、人権侵害であり、絶対に許されない行為だ。たとえ「個人を特定していない」、と言いつて訳をしたとしても、それは、開き直りでしかない。わたしたち東海労は、怒りをもって卑劣な奥村指導科長を糾弾する。これまで、わたしたちは指摘してきたが、「聞き取り」と時系列等報告書は「確信犯的」「非違行為」を「供述」、「白状」させ、その「責任」を確定させる、労務管理の為のものでしかないことが明らかになった。

これは、全乗務員が同じ状況にあることを意味する。話せば・書けば、その内容を明らかにされるのだ。わたしたち東海労は、乗務員を犯罪者扱いし、パワ・ハラ、人権侵害の卑劣な奥村指導科長を、怒りをもって糾弾し「聞き取り」、時系列等報告書に反対する。